

○戸田市建築基準法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(標識)

第2条 法第9条第13項の標識の様式は、第1号様式とする。

2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第9条第13項の標識の様式は、第2号様式とする。

(確認申請書に添付を要しない図書)

第3条 確認申請に係る工作物が、令第138条第1項第1号及び第3号に掲げる工作物であって、その工事計画が建築士（木造建築士を除く。）の作成した設計図書によるものである場合においては、省令第3条第6項の規定により同条第1項の表に掲げる構造詳細図を確認申請書に添付することを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、建築主事は、確認に当たって必要と認めるときは、前項に掲げる図書の提出を求めることができる。

(確認申請書に添付する図書)

第4条 確認申請に係る建築物の敷地が高さ2メートルを超えるがけに接し、又は近接する場合においては、がけの下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、擁壁の構造等を明示した図書を添付しなければならない。

(確認申請書に添付する調書)

第5条 次の各号に掲げる建築物又は工作物の確認を申請する場合には、それぞれ当該各号に掲げる調書等を確認申請書に添付しなければならない。

- (1) 工場の用途に供する建築物 工場に関する調書（第3号様式）
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 危険物に関する調書（第4号様式）
- (3) 浄化槽を設置する建築物 浄化槽に関する調書（第5号様式）
- (4) 法第86条の7の規定による制限の緩和の適用を受ける建築物 不適

格建築物調書（第6号様式）並びに基準時（令第137条に規定する基準時をいう。次号において同じ。）における建築物の配置図及び各階平面図
(5) 法第88条第1項において準用する法第86条の7第1項から第3項までの規定による制限の緩和の適用を受ける工作物 不適格工作物調書（第7号様式）並びに基準時における工作物の配置図及び平面図又は横断面図

（道路位置指定の申請）

第6条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）を受けようとする者は、道路位置指定申請書（第8号様式）に省令第9条に規定する書類のほか、道路位置図（指定・変更・取消し）（第9号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（道路位置指定の通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請に基づいて道路位置指定をしたときは、その旨を道路位置指定通知書（第10号様式）により同条に規定する申請者に通知するものとする。

（道路位置指定の変更又は取消しの申請）

第8条 道路位置指定の変更又は取消しを受けようとする者は、道路位置指定の変更（取消し）申請書（第11号様式）に省令第9条に規定する書類のほか、道路位置図（指定・変更・取消し）を添えて市長に提出しなければならない。

（道路の指定の変更又は取消しの公告及び通知）

第9条 市長は、法第42条第1項第5号又は第2項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 指定の変更又は取消しに係る道路の種類
- (2) 指定の変更又は取消しの年月日
- (3) 指定の変更又は取消しに係る道路の位置
- (4) 指定の変更又は取消しに係る道路の延長及び幅員

2 市長は、前条に規定する申請に基づいて道路位置指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を道路位置指定の変更（取消し）通知書（第12号様式）により同条に規定する申請者に通知するものとする。

(幅員4メートル未満1.8メートル以上の道の指定)

第10条 法第42条第2項の規定により市長が指定する道は、幅員が4メートル未満1.8メートル以上のものとする。

(許可申請)

第11条 省令第10条の4第1項(法第85条第3項又は第5項の許可申請に限る。)の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図並びに同項の表2(30)の項に掲げる日影図(法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。)とする。

2 市長は、前項に定める図書のほか、許可に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(認定申請)

第11条の2 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図とする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定の申請等)

第12条 省令第10条の16第1項第4号、同条第2項第3号及び第10条の21第1項第3号の規定により市長が規則で定めるものは、認定の申請又は認定の取消しの申請に係る土地の登記事項証明書及び公図の写しとする。

2 市長は、前項に定める図書のほか、認定又は認定の取消しに関し必要な資料の提出を求めることができる。

(建築主等の変更届)

第13条 建築主事の確認を受けた建築物又は工作物の工事の完了前に建築主又は工作物の築造主(以下「建築主等」という。)に変更があったときは、新たに建築主等となった者は、名義変更届(第13号様式)に確認済証を添えて速やかに建築主事に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物又は工作物の工事の完了前に建築主等に変更があったときは、新たに建築主等となった者は、名義変更届に確認済証を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(工事監理者等の決定届等)

第14条 建築主は、建築主事の確認を受けた建築物の工事監理者又は工事施

工者を定めたときは、速やかに工事監理者・工事施工者の決定（変更）届出書（第14号様式）を建築主事に提出しなければならない。

- 2 工作物の築造主は、建築主事の確認を受けた工作物の工事施工者を定めたときは、速やかに工事施工者の決定（変更）届出書（第15号様式）を建築主事に提出しなければならない。
- 3 建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けた建築物の工事監理者又は工事施工者を変更したときは、速やかに工事監理者・工事施工者の決定（変更）届出書を市長に提出しなければならない。
- 4 工作物の築造主は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けた工作物の工事施工者を変更したときは、速やかに工事施工者の決定（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

（工事取りやめ届等）

第15条 建築主等は、建築主事の確認を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（一部・全部）（第16号様式）に確認済証を添えて速やかに建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主等は、指定確認検査機関の確認を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（一部・全部）に確認済証を添えて速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 市長から建築物又は工作物に係る許可又は認定を受けた者は、当該建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（一部・全部）に許可通知書又は認定通知書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。
- 4 確認、完了検査、承認、道路位置指定、道路位置指定の変更若しくは取消し、許可、認定又は認可の申請（指定確認検査機関に対するものを除く。）を取り下げようとする者は、申請取下届（第17号様式）を建築主事又は市長に提出しなければならない。

（指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告）

第16条 指定確認検査機関は、自らが確認した建築物又は工作物の建築主等、工事監理者若しくは工事施工者の変更又は工事の取りやめの届出又は報告を受けたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 市長が前項の規定による報告を受けたときは、第13条第2項、第14条第3項若しくは第4項又は前条第2項の規定による届出があったものとみな

す。

(国等による計画通知への準用)

第17条 法第18条第2項の規定によりする通知については、第5条及び第13条から第15条までの規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、埼玉県建築基準法施行細則（昭和36年埼玉県規則第15号）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の各相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和56年規則第7号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年規則第18号）

この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の戸田市建築基準法施行細則の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成12年規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 11 号）

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市建築基準法施行細則第 8 号様式、第 9 号様式及び第 11 号様式は、当分の間、取り繕って使用できるものとする。